

時価賠償の法理と愛護動物への射程

日野 一成

●アブストラクト

愛護動物が死傷し、その原因が第三者にあった場合、判例による損害賠償の法理に従えば、有体物に対する賠償に準じ取り扱われることが一般的である。それが自動車によるものであれば、対物賠償保険がワークし、損害保険実務においても基本的にその法理に従った運用、すなわち時価額を限度とした賠償がおこなわれる。

一方、少子化の時代において、飼い主にとっては愛護動物を家族の一員として愛情を注ぎ飼育している場合も多く、愛護動物が重症を負い、生死にかかわる事態になった場合、高度先進医療等の伸展もあり、飼い主に高額治療費負担のリスクが上昇しており、いわゆる、エマージング・リスクの問題が生じている。

そこで、本稿において、このリスクに対して、動物愛護の思想や動物高度先進医療の伸展を踏まえて、時価賠償の法理を愛護動物にも射程させるべきかという問題について考察を行うものである。

●キーワード

愛護動物、時価賠償、動物高度先進医療

目次

1. はじめに (問題の所在)
2. 最判昭和49年の概要 (時価賠償の法理)
3. 名古屋高判平成20年の概要 (愛犬の損害賠償請求事件)
4. 動物愛護法と愛犬の高度先進医療

5. 愛犬に対する損害賠償についての考察
6. おわりに

1. はじめに（問題の所在）

交通事故において、加害者が被害者の財物を損壊した場合、民法709条の不法行為責任の規定により、加害者は被害者に対して、損害賠償責任を負う。この場合の損害賠償の範囲は、一般にその財物の時価額を限度として算定（以下、「時価賠償」という）される。

これは、富喜丸事件、大判大正15年5月22日大審院民集5巻386頁の要旨、「不法行為によって物を滅失毀損された者は、当時の交換価格の賠償を請求し得る」を起源とし、最判昭和32年1月31日民集11巻1号188頁がそれに依拠して、「不法行為による物の滅失毀損に対する損害賠償の金額は、特段の事由のない限り、滅失毀損当時の交換価格により定めるべきである」と判示したことによるものである。

自動車事故に係る判例として、最判昭和49年4月15日民集28巻3号385頁（以下、「最判昭和49年」という）は、交通事故により「いわゆる中古車が損傷を受けた場合、当該自動車の事故当時における取引価格は、原則として、これと同一の車種・年式・型、同程度の使用状態・走行距離等の自動車を中古車市場において取得しうるに要する価額によって定めるべき」であると判示し、以後、自動車による不法行為では損害賠償の範囲を時価額を限度とする法理（本稿では、これを「時価賠償の法理」という）が形成されている。

この最判昭和49年を受けて、裁判実務や保険実務においても基本的に、時価賠償の法理による運用がなされており、損害賠償の法理として確立されていると考えられる。

ところが、愛護動物（本稿では、議論の明確化を図るために、以下、「愛犬」という¹⁾）に関して、これを自動車と同様に有体物として扱われ、時価賠償の

¹⁾ 愛護動物とは、動物愛護管理法44条4項では、犬以外には、猫、牛、馬、豚、めん羊、

法理が適用されることになると、例えば、雑種犬でその取引額がほぼゼロのようなケースや動物愛護センター等の譲渡会で無償譲渡されたような場合、損害論において不法行為の成立要件を満たさず、加害者は直接損害に関して損害賠償責任をほとんど負わないということも考えられる²。また、子犬時の

山羊、いえうさぎ、鶏、家鳩及びあひるをさすが、内閣府政府広報室「『動物愛護に関する世論調査』の概要」（平成22年10月公表）4頁によれば、総数1939人中、ペットを飼育する者34.3%のうち、58.6%が「犬」を飼育しており、2位が「猫」の30.9%である。本稿では高度先進医療との関係でも愛護動物を「愛犬」として表記するが、主に犬・猫を中心にさしている。因みに、筆者はこれまで愛犬の所有や占有の経験はない。

² 大阪地判平成21年2月12日判例時報2054号104頁参照。本裁判例は、飼い犬により飼い猫を噛み殺された事例について、猫ハナの飼い主（控訴人）がハナに市場価値がないことを自認し、慰謝料130万円のための請求に対し、犬の飼い主（被控訴人）が民法718条1項（動物の占有者）の責任について、猫ハナの市場価値がないことを理由に不法行為の成立を否認し、慰謝料についても財産権の侵害であり、死期にせまった高齢のハナに対し、それを認容する特別事情は認められず、仮に認められたとしても控訴人の請求は過大と主張するところ、裁判所は、「愛玩動物が飼育者によって愛情をもって飼育され、単なる動産の価値以上の価値があるものとして、その飼育者（所有者）によって認識され、またそのことが社会通念として受け入れられていることは公知の事実といって差し支えないから、特定の飼育者によって長年飼育された愛玩動物に市場での流通性がないため市場価値がないといわざるを得ないとしても、そのことから直ちにその愛玩動物には財産的価値がないと結論づけることは失当というべきである」とした上で、慰謝料請求について、「ハナが死亡するという本件事故によって侵害された控訴人の権利は、財産権であるが、本件において、控訴人は、財産的損害の賠償を求めず、精神的損害の賠償のみを求めて慰謝料を請求している。財産権が侵害された場合においても、財産的損害のみならず、精神的損害が生じることがあり得るが、一般には、精神的損害は財産的損害の裏に隠れており、財産的損害が賠償されれば精神的損害も一応回復されると見るべきであって、したがって、財産権の侵害の場合に通常生ずべき損害は財産的損害であると解される。しかしながら、財産権の侵害によって財産的損害のみならず精神的損害が生じることがあり得る以上、財産的損害の賠償をもってしても、被害者の精神的損害が填補されない場合も起き得るのであるから、そのような損害が生じたと認めるに足る特別の事情が存する場合には、財産的損害の賠償に加えて精神的損害の賠償を求めることが許されるものと解される。そして、そうであれば、財産的価値としては無価値に等しいが、著しい精神的損害が生じているような場合には、強いて名目的な金額を掲げて財産的損害についての賠償を求めることをせず、当初から精神的損害のみに限って、その賠償を求めることも、もとより当然許されると解される」として、被控訴人に慰謝料20万円の賠償を命じた。

取引額が低額で、治療費が取引額を上回り、適切な治療が受けられない、あるいはその差額の費用は飼い主側の負担³になるという事例が生じている⁴。

このような取り扱いについて、現代的な動物愛護の思想⁵のみならず、愛犬に対する高度先進医療の伸展状況等からみれば、愛犬の飼い主にとってはエマージング・リスク⁶のようなものであり、損害賠償の範囲としても違和感がぬぐえないのは筆者だけであろうか⁷。

³ もっとも、飼い主は、このリスクに備え、ペット保険に加入することが考えられるが、2017年現在のペット保険加入率は、8%未満と推定される（一般社団法人ペットフード協会HPによれば、2017年の犬猫飼育頭数拡大推計値は犬が892万頭、猫が952万6千頭、合計約1844万6千頭としており、アイペット損害保険(株)2018年4月25日付「i pet 成長可能性に関する説明会資料」16頁によれば、国内のペット保険の契約件数(2017年)は、約1414千件であることから、ペット保険の加入率は単純計算で約7.7%となる)。

⁴ この事例は、後述の名古屋高判平成20年9月30日に該当するが、見聞によれば、愛犬に対する管理業者の取り扱いの瑕疵による損害賠償事件でも同様の問題が生じている。

⁵ 西本豊弘「イヌと日本人」西本豊弘編『人と動物の日本史1 動物の考古学』（吉川弘文館、2008年）190頁参照。西本は、現在のペット文化について、明治以降、さまざまなイヌが積極的に導入され、支配階級だけでなく庶民の間でもペットとして飼育されるようになり、日本人の間にひろまったペット観は西欧文化の動物観の影響によるものとする。一方で、従来からのイヌを食べる習慣も庶民の間で維持されていたが、明治の文明開化以降に、イヌのペット化の普及とともに失われていったとする。

⁶ 吉澤卓哉「近時のエマージング・リスクに保険会社はどう向き合うか」保険学雑誌642号112頁参照。吉澤が指摘する通常リスクの反対概念であるエマージング・リスクには、「従来予測していたリスクであるものの、従来の予想をはるかに超える頻度や重大さであることが判明したリスク」があり、飼い主からみれば、罰則が強化された動物愛護法の進展や愛犬に対する高度先進医療の伸展は、通常リスクとは言えない側面が認められる。

⁷ 青木人志「動物の法的地位のゆらぎ—人間と非人間のはざままで」法律時報90巻12号23頁参照。青木は、動物の福祉を確保する法制度の発展について、「動物が法律上は単なる物と位置づけられることに対しては、直感的な違和感をもつ人は多い。ペットの犬や猫を家族同然にいつくしんでいる人にとっては、たとえば動物をペットショップで『購入』した場合であっても、『物呼ばわり』は釈然としないだろう」とした上で、「法も、このような動物に対する愛着感情や畏敬の念を無視しているわけではない。その証拠に、動物の福祉（アニマル・ウェルフェア）を確保するための法整備が、近年国内外で急速に進んでいる」としている。

すなわち、愛犬を単に物と同様に評価し、時価賠償の法理を適用する伝統的な取り扱い⁸が現代社会において合理性を有するものなのか、本稿で考察したい。

まずは、時価賠償の法理に係る、最判昭和49年を概観する。次に、愛犬に対する治療費が愛犬の時価相当額を上回った場合を取り扱った名古屋高判平成20年9月30日交民集41巻5号1186頁（以下、「名古屋高判平成20年」という）を概観する。さらに、現代の動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護法」という）や動物の先進医療について確認する。そのうえで、本問題について考察したい。

2. 最判昭和49年の概要（時価賠償の法理）

(1) 事案の概要と判旨

[事案の概要]

原審は、被害者が登録から3ヶ月半、3972キロメートル走行の被害車両を新車に買い換えた事例において、事故当時の取引価格を新車購入代金59万2000円から定率法による減価償却額6万2555円を控除した残額52万4445円が事故と相当因果関係のある損害と判断。加害者は、それを不服として上告。

[判旨] 上告人敗訴部分を破棄、差戻。

「交通事故により自動車が増傷を被った場合において、被害車輛の所有者が、これを売却し、事故当時におけるその価格と売却代金との差額を事故と相当因果関係のある損害として加害者に対し請求しうるのは、被害車輛が事故によって、物理的又は経済的に修理不能と認められる状態になったときのほか、被害車輛の所有者においてその買替えをすることが社会通念上相当と

⁸ 木ノ元直樹・古笛恵子『ペットの法律知識とQ&A』（法学書院、2004年）47頁・189頁参照。「くらしの相談」においても、動物愛護法や裁判例を踏まえ愛犬の物としての限界を解説している。

認められるときをも含むものと解すべきであるが、被害車輛を買替えたことを社会通念上相当と認めうるがためには、フレーム等車体の本質的構造部分に重大な損傷の生じたことが客観的に認められることを要するものというべきである。また、いわゆる中古車が損傷を受けた場合、当該自動車の事故当時における取引価格は、原則として、これと同一の車種・年式・型、同程度の使用状態・走行距離等の自動車の中古車市場において取得しうるに要する価額によって定めるべきであり、右価格を課税又は企業会計上の減価償却の方法である定率法又は定額法によって定めることは、加害者及び被害者がこれによることに異議がない等の特段の事情のないかぎり、許されないものというべきである」。

(2)本判例に対する検討

本判決は、交通事故において新車購入から3ヶ月半経過、走行距離3972キロメートルの自動車の損害賠償として、原審が、新車購入代金の59万2000円から3ヶ月半経過分の定率法による原価償却額6万2555円を控除した残額の52万4445円を認定したことを次の理由で否定し、上告人敗訴部分を取り消し、原審に差し戻した事例である。

すなわち、最高裁は、被害自動車の損害額の認定方法について、以下の4点を明言した。

①交通事故により自動車が損傷を被った場合において、被害車両の所有者が、これを売却し、事故当時におけるその価格と売却代金との差額を事故と相当因果関係のある損害として加害者に対し請求できるのは、被害車両が事故によって、物理的又は経済的に修理不能と認められる状態になったときのほか、被害車両の所有者においてその買替えをすることが社会通念上相当と認められるときをも含むものと解すべき、

②被害車両を買替えたことを社会通念上相当と認めうるがためには、フレーム等車体の本質的構造部分に重大な損傷の生じたことが客観的に認められることを要する、

③いわゆる中古車が損傷を受けた場合、当該自動車の事故当時における取引価格は、原則として、これと同一の車種・年式・型、同程度の使用状態・走行距離等の自動車を中古車市場において取得しうるに要する価額によって定めるべき⁹、

④右価格を課税又は企業会計上の減価償却の方法である定率法又は定額法によって定めることは、加害者及び被害者がこれによることに異議がない等の特段の事情のないかぎり、許されない¹⁰。

上記のうち、特に、中古車の損害額算定については、同一の車種・年式・型、同程度の使用状態・走行距離等の自動車を中古車市場で取得可能価額を限度にすべきとの見解を明らかにしたものである¹¹。

これは、自動車のもつ特性、すなわち、自動車の大量生産の結果、同一型式や同程度の車両の存在が中古車市場において一定程度の存在があることや中古車価格表（レッドブックなど）なるものが存在し¹²、そのような価格表

⁹ 芦川豊彦「自動車の毀損と損害賠償額の算定」法学研究18巻2-3号96頁参照。芦川は、購入後4、5日位の車が下落した価格で中古車市場に出る可能性はほとんどなく、被害者救済されないことを理由に、「被害車両と同一の車種・年式・型、同程度の使用状態・走行距離等の自動車を中古車市場において取得し」得ないことを立証した場合には、新車の価格を基礎とし、それと下取りに出した売却代金との差額を損害として認めてもよい場合があるのではないかと指摘している。

¹⁰ 木宮高彦・村上実「1 交通事故による自動車の損傷につき事故当時の価格と売却代金の差額を損害として請求しうる場合 2 公通事故により損傷を受けた中古車の事故当時における価額評価の基準」民商法雑誌72巻2号122頁参照。木宮らは、時価算定について、損害保険会社の社員や請負鑑定人の「自動車保険標準価格表」に基づく鑑定能力を批判しつつ、定率法による時価算定方法よりは遥かにまさるものと考えられている。その根拠として、定率法による時価算定が実際の市場価格よりかなり下回り、その差は年数を経るにしたがって広がっているとする。

¹¹ 長野史寛「中古車」交通事故判例百選 [第5版] (別冊ジュリスト233) 130頁参照。長野は、本判決が再調達価格の賠償を原則としたのは、車両の利用利益が保全されて初めて当該車両の所有者が十分に保護されたといえるとの規範的評価に支えられたとみることができるとしている。

¹² 宮田量司「中古車」交通事故判例百選 [第4版] (別冊ジュリスト152) 146頁参照。宮田は、中古車の価格は、その使用の期間、頻度、状態等によって異なるのみならず、

でも一定の時価相当額とみなし得ることが可能であることから、被害者である債権者は加害者に対し、信義誠実の原則にたつて、被害または損害を最小にする義務を負うことが大きな理由であると考えられる¹³。

また、中古市場が形成されていないような有体物の時価（残価）の算定方法として、取得価格から原価償却として定額法や定率法の適用も見られるが、自動車の場合、一般的に2割程度の登録落ちが認められ、これらの原価償却法では、中古市場で取引される価格よりも高額の残価が生じる可能性が高いことから、第三者に対する賠償としては、中古車市場で取引される額をベースに算定することに合理性があるからである。その意味で、本判例は合理性があり、妥当性が高いと考えられる¹⁴。

しかし、この法理が、愛犬にそのまま適用されることはやや無理があると考えられる。すなわち、愛犬は通常、子犬の段階で比較的に低額で取引されるものであり、成犬の段階になってから金銭取引による譲渡は極めて稀である。また、そもそも成犬の取引市場が形成されておらず、愛犬を同一犬種や年齢、容姿等での交換価値をベースに算定することは合理的な算定方法であるとは考えがたい。また、愛犬の取得価格をベースに生命体に原価償却を行って、残価を時価とするような考え方も合理的とは言えないと考えられる。

この点、愛犬の治療費が時価相当額とされる額を大きく上回った損害賠償

市場価格も新車の販売政策や中古車市場の状態、景気、人気等に変動することから考えて、その認定には鑑定が必要とされている。

¹³ 柴田保幸「1. 交通事故による自動車の損傷につき事故当時の価格と売却代金の差額を損害としてとして請求しうる場合 2. 公通事故により損傷を受けた中古車の事故当時における価額評価の基準」法曹時報27巻8号133頁参照。柴田は不法行為であっても加害者と被害者とが債権者、債務者との関係に立った以上、信義誠実の原則の適用があり、賠償義務を負うものがあるからといって、損害を増大させて、これを賠償義務者に請求することは許されないとする。

¹⁴ 本判例の評釈として、芦川前掲注9・83頁、木宮・村上前掲注10・122頁、宮田量司「中古車」交通事故判例百選〔第2版〕〔別冊ジュリスト48〕124頁、宮田前掲注12・146頁、柴田前掲注13・131頁、長野前掲注11・130頁参照。

請求事案である名古屋高判平成20年を概観したい。

3. 名古屋高判平成20年の概要（愛犬の損害賠償請求事件）

(1) 事案の概要と判旨

[事案の概要]

本件は、控訴人Cが運転する大型貨物自動車が被控訴人Bが運転する普通乗用自動車に追突し、上記普通乗用自動車に乗せられていた飼い犬・ラブが第2腰椎圧迫骨折に伴う後肢麻痺の傷害を負った交通事故に関し、ラブの飼い主および共有者である被控訴人らが、それぞれ、控訴人Cに対し、民法709条、控訴人Cの使用者である控訴人D株式会社に対し、民法715条に基づき、連帯して、損害賠償金990万5706円の支払請求事件である。

原審である名古屋地判平成20年4月25日交民集41巻5号1192頁（以下、「名古屋地判平成20年」という）では、被告らの原告らに対する、合計約186万324円（うち主な損害として治療費約76万円、原告らに対する慰謝料合計約80万円）の賠償額を認容していたが、被告らはこれを不服として控訴したものである。

[判旨]

控訴人らの合計53万2850円を超える敗訴部分を破棄。

[理由]

一般に、不法行為によって物が毀損した場合の修理費等については、そのうちの不法行為時における当該物の時価相当額に限り、これを不法行為との間に相当因果関係のある損害とすべきものとされている。

しかしながら、愛護動物のうち家族の一員であるかのように遇されているものが不法行為によって負傷した場合の治療費等については、生命を持つ動物の性質上、必ずしも当該動物の時価相当額に限られるとするべきではなく、当面の治療や、その生命の確保、維持に必要な不可欠なものについては、

時価相当額を念頭に置いた上で、社会通念上、相当と認められる限度において、不法行為との間に因果関係のある損害に当たるものと解するのが相当である。

これを本件についてみるに、〈1〉ラブは、被控訴人らが平成9年7月(生後約5か月)に6万5000円で購入した後、我が子のように思って愛情を注いで飼育していた飼い犬である。また、〈2〉本件事故当日、受傷部の化膿による高熱などの症状が認められ、当面、経過を観察する必要があることから、G動物病院に入院し、その後、症状が安定してきたころから、光線治療を受けるようになった(被控訴人A本人)。光線治療の開始時期は、平成17年10月5日であるが、それまでの間の治療等の内容は、検査(血液、尿、レントゲン)、注射(点滴、止血、抗生剤)、排尿処理等であり、同年12月11日の退院時までほぼ継続して行われている。これらの治療等は、その内容や、ラブの症状経過等にかんがみ、受傷後のラブに対する当面の治療やその生命の確保、維持に必要不可欠なものであるとすることができる。なお、後肢麻痺や褥創などの症状にかんがみ、車いす製作料2万5000円についても、上記必要性を肯定すべきである。

以上の〈1〉、〈2〉の点を踏まえて、ラブに対する当面の治療や、その生命の確保、維持に必要不可欠な費用のうち、時価相当額(前示の購入代金額を下回っているか、仮に、そうでないとしても、これを大きく上回ることはないものと推認できる。)を念頭に置いた上で、社会通念上、相当と認められる限度を検討すると、入院当日である同年9月25日から光線治療が開始される前日である同年10月4日までの10日間の治療費である11万1500円(その内訳は、〈1〉入院当日である同年9月25日の治療費1万1200円、〈2〉同月26日から同年10月15日までの20日間の治療費16万4000円(光線治療費を含めた額)から、光線治療費3万円を控除した残額13万4000円を20で除した額の9倍に当たる6万300円、〈3〉上記10日間の入院料4万円(日額4000円。甲14の1)である。)に、車いす製作料2万5000円(甲14の1)を加えた13万6500円をもって、不法行為との間に相当因果関係のある損害と認めるのが相

当である。

なお、被控訴人らは、ラブの治療のために支出した費用は、動物愛護法に適合するものであるから、その全額を本件事故との間に相当因果関係のある損害として認めるべきであると主張するが、動物愛護法の点は、本件事故との間に相当因果関係のある損害の内容、額を定めることとは別個の問題であるから、被控訴人らの主張は、採用できない。

慰謝料について

近時、犬などの愛護動物は、飼い主との間の交流を通じて、家族の一員であるかのように、飼い主にとってかけがえのない存在になっていることが少なくないし、このような事態は、広く世上に知られているところでもある（公知の事実）。そして、そのような動物が不法行為により重い傷害を負ったことにより、死亡した場合に近い精神的苦痛を飼い主が受けたときには、飼い主のかかる精神的苦痛は、主観的な感情にとどまらず、社会通念上、合理的な一般人の被る精神的な損害であるということができ、また、このような場合には、財産的損害の賠償によっては慰謝されることのできない精神的苦痛があるものと見るべきであるから、財産的損害に対する損害賠償のほか、慰謝料を請求することができるとするのが相当である。

これを本件についてみるに、前示のとおり、子供のいない被控訴人らは、ラブを我が子のように思って愛情を注いで飼育していたものであり、ラブは、飼い主である被控訴人らとの交流を通じて、家族の一員であるかのように、被控訴人らにとってかけがえのない存在になっていたものと認められる。ところが、ラブは、本件事故により後肢麻痺を負い、自力で排尿、排便ができず、日常的かつ頻繁に飼い主による圧迫排尿などの手当てを要する状態に陥ったほか、膀胱炎や褥創などの症状も生じているというのである（被控訴人ら各本人）。このようなラブの負傷の内容、程度、被控訴人らの介護の内容、程度等からすれば、被控訴人らは、ラブが死亡した場合に近い精神的苦痛を受けているものといえるから、上記の損害とは別に、慰謝料を請求することができるというべきである。

そして、慰謝料の金額については、ラブの負傷の内容、程度、被控訴人らの介護の内容、程度等その他本件に現れた一切の事情を総合すると、被控訴人らそれぞれにつき、20万円ずつとするのが相当である。

(2)名古屋地判平成20年における「治療の必要性・相当性」についての当事者の主張と裁判所の判断

①原告らの主張

ラブは、本件事故により第二腰椎圧迫骨折による後肢麻痺となったが、獣医師による適切な治療及び介護を受けなければ死亡していた可能性もあり、ラブの生存のためには入院等による治療が必要であった。B動物病院やCでのリハビリ治療により、ラブの後肢は回復に向かっており、リハビリ治療の必要性があることは明らかであり、これを継続することは相当である。ラブには膀胱麻痺による排尿障害があるため、膀胱炎のコントロールのために一か月に一回の尿検査をすることは相当である。

都道府県等が所有者の判明しない負傷した犬を引き取った場合であっても、必要に応じて治療を行うこととされており、動物の保護は国民的に承認されており、動物が法的評価として物であることを理由に治療費すら否認することは明らかに失当である。

原告らは、本件事故以降、ラブに獣医師による治療を受けさせ、またラブに対して付添看護をしてきた。この対応は、動物愛護法に適合する行為である。逆に言えば、原告らが、ラブに対して治療を受けさせずに放置したり、ラブの付添看護をしなければ、動物虐待として刑事罰に処せられる可能性がある。上記治療及び付添看護は動物愛護法に適合した行為であり、これに伴う治療費や付添看護費は、社会一般の観念に従って通常発生するものであり、通常損害として本件事故と相当因果関係のある損害に含まれる。

②被告らの主張

原告らの心情は一応理解できるが、ラブはあくまで犬であって人間ではな

く、平成9年7月に売買の対象物として原告らによって物ないし経済的取引対象物として購入され、その取得原価は6万5000円であったものであり、ラブラドルレトリバーの平均寿命は10年から12年とされている。また、ラブは、家庭で飼育されている家庭犬であり、介助や興業その他飼い主の経済活動等の用に供されている犬でもない。原告らの思いや主観的感情をそのまま損害賠償評価にも投影させ、法的評価としても人間と同様の価値物としてその損害算定に及ぶことは明らかに行き過ぎである。

犬ないしペットは、その法的評価とすれば、厳然たる物であり、民事上の賠償責任レベルであっても、物としての性質を基本としてその損害の算定を行う対象に過ぎない。

治療費といえども、物に対する修理費と置き換えることは原告らの心情を害するであろうが、法的評価では必ずしも誤りとはいえないというほかない。その取得原価や動物としての法的評価等から、その相当額を大きく超える損害を認定することが、法的妥当性、社会通念上の相当性を著しく逸脱することは明白であろう。本訴請求は、ペットという物に対する損害賠償（物的賠償）のあり方に著しく反するものである。

また、物的損害賠償事案において慰謝料を認定することは否定されるべき（消極的であるべき）という考え方、あるいは人を被害者とする傷害事故においてさえ肉親による慰謝料請求は死亡に比肩すべき場合を除いて認められないという考え方からすれば、飼い主である原告らの慰謝料請求はおおよそ法的には認めるべきではない。

損害賠償における相当因果関係のあり方、及び法律上の損害認定は社会通念上の相当性の範囲内で認めるべきとの見地より、本件損害は総合して20万円の範囲で思考するのが相当である。

③名古屋地判平成20年の判断

原告らは、都道府県等が所有者の判明しない負傷した犬を引き取った場合でも必要に応じて治療を行うこととされている点を挙げ、C・B動物病院・

D動物整形外科病院等における診療等の費用についても被告らが賠償すべき根拠として主張する。しかし、實際上、都道府県等が所有者の判明しない負傷した犬を引き取った場合において、C・B動物病院・D動物整形外科病院等でラブが受けたような非常に手厚い診療等が行われるものとは解しがたいのであって、上記の点は、原告らがC・B動物病院・D動物整形外科病院等で受けさせた診療等と本件事故との間に相当因果関係があるとする根拠になるものとは解されない。また、原告らは、原告らがラブに治療を受けさせ、付添看護をしたことは、動物愛護法に適合する行為であり、この治療を受けさせなかったり、付添看護をしなかったりすれば、動物虐待として同法による刑事罰に処せられる可能性があったとして、上記治療及び付添看護の費用は本件事故と相当因果関係のある損害に含まれる旨主張する。

しかしながら、原告らがラブに上記のような非常に手厚い診療等を受けさせ、付添看護をしたことは、確かに動物愛護法によく適合する行為というべきものであるが、そのことと、その診療等及び付添看護に係る費用を本件事故による損害として被告らに賠償させるべきか否かとは別個の問題であって、動物愛護法に適合する診療等及び付添看護がなされたからといって、必ずしもその費用がすべて本件事故から通常生ずべき損害と評価されることにはならないというべきである。

また、原告らがC・B動物病院・D動物整形外科病院等で受けさせた診療等につき、原告らが仮にこれらをラブに受けさせていなかったとしても、そのこと自体から原告らが動物愛護法の動物虐待の罪によって刑事罰を科せられる可能性があったものとは到底解することができない。したがって、動物愛護法を考慮に入れても、原告らがC・B動物病院・D動物整形外科病院等で受けさせた診療等と本件事故との間に相当因果関係があるものとは解することができない。

(3)本判決に対する検討

原審の名古屋地判平成20年では、本件でのラブの治療費を原告の請求145

万2310円に対し、76万3560円の支払を認めた。これに対し控訴審の名古屋高判平成20年では、10万300円の認定にとどまった。これは、愛犬の取得時の取引価格が6万5000円であったことから、同価格を大きく上回らないように判決したものであり、最判昭和49年の時価賠償の法理を前提に制限的に認定したものと考えられる。

原審が本件事故と治療の相当因果関係を認めたのは、ラブの受傷の程度から事故後約4ヶ月間であり、これに対し控訴審は事故から10日間のみの認容であり、機械的に時価相当額にあわせたように10万円程度の救急治療費を逆算して認定したものと考えるのが合理的であろう。

すなわち、控訴審の判示内容では、「愛護動物のうち家族の一員であるかのように遇されているものが不法行為によって負傷した場合の治療費等」について、「生命を持つ動物の性質上、必ずしも当該動物の時価相当額に限られるとするべきではなく、当面の治療や、その生命の確保、維持に必要不可欠なものについては、時価相当額を念頭に置いた上で、社会通念上、相当と認められる限度において、不法行為との間に因果関係のある損害に当たるものと解するのが相当である」としていることから、ラブの時価相当額の判断を飼い主が生後まもない子犬のラブを6万5000円で購入したことをもって、取引額の6万5000円を時価相当額であったと判断していることが伺える。

控訴審の判断からすれば、ラブが本件事故により第2腰椎圧迫骨折の重症を負いながらその治療期間は、救急治療の10日間で良いとするものであるが、その後、後肢麻痺の後遺障害が残存したことが伺えることから、その認容は「当面の治療や、その生命の確保、維持に必要不可欠なもの」とするに程遠いものがあり、原審の判断が妥当であろう。

一方、慰謝料についてみると、原審は原告らの請求200万円に対し、合計80万円を認容した。これに対し、控訴審は合計40万円の認定を行っているが、この控訴審の認定は、被害対象を有体物と捉えるならば、異例と評価しうる認容であったと考えられるものであるが、低額の治療費の認定の帳尻合わせの感は否めない。

また、控訴審は、被控訴人らがラブの治療費等について、動物愛護法に適合し、その全額を本件事故と相当因果関係のある損害と主張する点について、本件事故と相当因果関係のある損害の内容、額を定めることとは「別個の問題」というのみで退けているが、理由が不十分であり、同法によって飼い主の責務とされる愛犬の適切な保護は、まさに保護範囲であって、十分に尊重されるべきであると考えられる。そこで、動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護法」という）と愛犬の適切な保護、すなわち治療や愛犬の高度先進医療について確認したい。

4. 愛動物護法と愛犬の高度先進医療

動物愛護法は、昭和48年に制定された動物保護及び管理に関する法律（以下、「動物保護法」という）が名称も一部変わり、平成11年に改正されたものである。青木によれば、動物保護法が制定された大きな理由は「外圧」であったとし¹⁵、林修三内閣法制局長（当時）が説明する制定理由、「先般、英国などで、わが国にける犬、ねこなどの愛玩用動物虐待の風習を批判する

¹⁵ 山室恭子『黄門さまと犬公方』（文芸春秋、1998年）142頁参照。わが国では、過去には、古く江戸時代の5代将軍徳川綱吉の時代に発布された、いわゆる「生類哀れみの令」が認められる。山室によれば、一連の生類哀れみの指示は、135回にのぼるとされ、これは、跡継ぎ欲しさでも人民武装解除でもなく、戦国以来の殺伐たる「夷狄の風俗の如き」現状、すなわち、綱吉の時代にあっても、「やたら刀を振り回す戦国時代の遺風」を変革するために人々の「仁心」の涵養することにあつたとする。岡崎寛徳「生類哀れみの令とその後」中澤克昭編『人と動物の日本史2 歴史の中の動物たち』（吉川弘文館、2008年）88頁参照。岡崎によれば、綱吉は死去の約5年前に甥（甲府藩主徳川綱豊）を養子（家宣に改名）としていたが、綱吉死去後、家宣は、綱吉の継統懇望にかかわらず、将軍宣下をまつことなく、一連の生類哀れみの令の撤廃を決断し、実行に踏み切ったとする。さらに岡崎は、生類を保護・愛護するために繰り返し出された法令が生類に苦しみを与えることにもなっており、幕府内や民衆の間で同令に対する憎悪の風潮が広まっていたための判断と推定している。青木人志『日本の動物法第2版』（東京大学出版会、2018年）13頁参照。青木は、「日本の動物法の歴史」として、江戸時代（将軍綱吉時代）の一連の「生類哀れみ政策」が念頭に浮かぶとしつつ、明治13年に公布の刑法（旧刑法）における財産罪の一種である牛馬殺害罪と家畜殺害罪が規定されるまでは、現在のわが国における動物保護思想に断絶があると述べている。

キャンペーンが行われ、わが国があたかも文明国でないような批判まで受けるということが生じ¹⁶、動物の虐待防止、動物の保護に関する法制を急速に立法する動きが国会内でひろまった点を指摘している¹⁷。

さらに、この動物保護法を通じてわが国に動物保護や動物福祉の考え方が広く支持を集めるようになってきたところに、児童殺傷事件（いわゆる酒鬼薔薇事件）が発生し、残虐な犯行に及ぶ前に、小動物を虐待していたことが報道され¹⁸、それを契機に動物や人間の命に対する感受性の鈍磨を防ぐ必要性が認識され、日本国内においても改正論議が起り、動物保護法が全面改正され、動物愛護法が成立したとされる¹⁹。

動物愛護法は、その目的について、第1条で、「動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ること」と規定されている。

また、基本原則について、2条1項で、「動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して

¹⁶ 林修三「動物の保護及び管理に関する法律について」ジュリスト No.558・104頁参照。林自らもそのように解説している。

¹⁷ 青木前掲注15・58頁参照。

¹⁸ 矢幡洋『少年Aの深層心理』（青弓社、1998年）36頁参照。矢幡は、少年Aは物心ついたときから、既に被害と攻撃が行きかう殺伐とした光景に彩られていたとし、その精神鑑定結果は、「家庭における親密体験の乏しさを背景に、弟いじめと体罰との悪循環の下で、『虐待者にして被虐待者』として幼時をおくり・・・」であったとする。同74頁参照。また、少年Aは、小学5年の時の祖母の死に続いて、中学に入ってから小学生のころから可愛がり続けていた存在である愛犬サスケの死により、愛情ある関係を経験するチャンスを完全に失ったとしている。

¹⁹ 青木前掲注7・62頁参照。

適正に取り扱うようにしなければならない」と規定されている²⁰。

特に本稿での関連条文として、動物の所有者または占有者の責務等として、7条1項で、「動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない」、同条第4項で、「動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という）に努めなければならない」と規定される。

さらに罰則規定として、同法第44条第2項で、「愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であって疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその

²⁰ 鳥津格「動物保護の法理を考える」法律時報88巻3号59頁参照。鳥津は、米国の動物保護法の現状について述べるが、包括的に見える動物福祉法においてさえ、州による個別立法が林立するものの、基本的には畜産業における食肉生産を経済活動として認めながら、一般的に飼育される動物の置かれる環境を改善するためのルール作りに落ち着くとする。その意味では、法的世界の中で動物は一般に既に単なるモノから保護の対象として扱われているといえるとしている。わが国の動物愛護法は、2条1項で、わが国において、まさに動物が生命のあることを踏まえ、その扱いに対し、人に制限を加え、同法44条で、その不適正な扱いには罰則をもって臨んでいることからすれば、愛護動物が単なるモノではなく、保護対象の動物であることを示していると考えられる。

他の虐待²¹を行った者は、百万円以下の罰金に処する」と規定される²²。

これらの条文を素直に読めば、生命を持つ愛犬の所有者は、動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚し、愛犬の終生飼養に努め、愛犬が負傷した場合は、適切な保護を行わなければならないということである。

さらに、上記条文等から導かれる同法の最大の保護法益は、国民の間に動物を愛護する気風を招来し、「生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資すること」であり、動物愛護を通じた生命尊重、すなわち、人権尊重と考えるのが合理的であろう。

これに関連して、愛犬の高度先進医療についても確認しておきたい。例えば、農林水産大臣から小動物臨床研修診療施設の指定を受ける日本動物高度医療センター²³では、「当院では、患者動物に対して、高度医療（二次診療）サービスを提供いたします。具体的には、かかりつけ病院（一次診療）で対処が困難な重度患者に対して、CT、MRI、放射線治療器、PET-CTといった高度医療機器を用い、専門疾患に関する研究・臨床を行ってきた専門領域を志す獣医師が中心となって、検査・治療を行います²⁴として、小

²¹ 三上正隆「動物の愛護及び管理に関する法律二七条二項にいう『虐待』の意義」法律時報78巻10号82頁参照。動物愛護法では、動物虐待罪は27条2項に規定されるが、伊那簡判平成15年3月13日は、馬の虐待について次の意義を示し、被告を有罪、罰金15万円に処した。すなわち、「動物の愛護及び管理に関する法律第27条第2項『虐待』される。したがって、必ずしも愛護動物が『衰弱』していなければならないのではなく、著しく不衛生な場所で飼育し、給餌又は給水を十分与えず愛護動物を不健康な状態に陥らせるという行為も、上記『虐待』に該当するものと言うべきである」。

²² 動物愛護法44条1項は、「愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する」と規定されている。三上正隆「動物殺傷事案において、詐欺罪及び動物殺傷罪（動物愛護法44条1項）の成立が認められ、懲役3年、保護観察付き執行猶予5年の判決が言い渡された事例—横浜地川崎支判平成24年5月23日判時2156号144頁—」愛知学院大学論叢方角研究54巻3・4号・117頁参照。

²³ 獣医師法16条の2第1項「診療を業務とする獣医師は、免許を受けた後も、大学の獣医学に関する学部若しくは学科の附属施設である飼育動物の診療施設又は農林水産大臣の指定する診療施設において、臨床研修を行うように努めるものとする」との規定に基づいて、小動物（犬、猫など）に係る施設として指定を受けている。

²⁴ <https://www.jarmec.co.jp/> 参照。当院は、循環器科、呼吸器科、秘尿生殖器科、消化

動物（犬、猫）を中心に、高度専門医療を行っている。

高度専門医療といっても、先に人間に対する高度医療の伸展があり、基本的にそれを動物にも応用して適用させているものと考えられる。すなわち、人間に対する高度医療の伸展は愛犬に対する高度医療の伸展にも繋がる要素が高く、それに伴い、愛犬に対する高度専門医療にかかわる所有者の治療費負担リスクは上昇していると考えられる。

これは、終生飼育の努力義務を負う愛犬の所有者にとっては、「従来予測していたリスクであるものの、従来の予想をはるかに超える頻度や重大さであることが判明したリスク」であるエマージング・リスクのような問題であると考えられる。

すなわち、愛犬の飼い主は、同法44条2項で、愛犬が負傷した場合の適切な保護（治療）義務を負い、それを怠った場合には罰金刑（10万円以下）が課される。このリスク、とりわけ第三者である加害者がいる場合でも愛犬の所有者の自己責任として、大部分の治療費の負担を負わせることに違和感がないだろうか。

5. 愛犬に対する損害賠償についての考察

(1) 愛犬は物か

最判昭和49年のように自動車に被害が発生したような場合であれば、その処分（例えば修理の可否）については私的自治の問題であり、所有者の自由裁量による。しかし、愛犬が負傷した場合には、その所有者は適切な保護、すなわち適切な治療を行わない場合には、10万円以下の罰金刑が課される。

また、名古屋高判平成20年は、「生命を持つ動物の性質上、必ずしも当該動物の時価相当額に限られるとするべきではなく、当面の治療や、その生命の確保、維持に必要不可欠なものについては、時価相当額を念頭に置いた上

器科、腫瘍科、脳神経科、整形科、眼科、放射線・画像診断科、麻酔科を擁し、専門獣医師を配置している。

で、社会通念上、相当と認められる限度において、不法行為との間に因果関係のある損害に当たるものと解するのが相当である」と判示している。この点、他の裁判例においても、概ね、愛犬が負傷した場合の損害賠償については、治療費はもとより慰謝料を認容するなど、自動車のような物と一線を画する判断を行っている²⁵。

これは、法律上において、愛犬が自動車のような物ではなく、人でもないという、第三のカテゴリーに属することを事実上、認められているものと考えられる。

(2) 愛犬に対する損害賠償

平井は損害賠償の範囲として、長らく判例・学説を支配してきた「損害賠償の範囲が『相当因果関係』によって定まる」という命題について、それが多義的かつ不明確であって理論的にも実務的にも解釈論の道具として用をなさないと批判する。そして、事実的因果関係にたつ損害のうちでどこまでを賠償すべきか、という問題あるいはそれを解決するための規範的判断について、「保護範囲」という概念を用いて説明している²⁶。

窪田は、この「保護範囲」という基本的な考え方は、現在の不法行為法学（賠償範囲確定）において、現在、ほぼ一致して承認されており、裁判例においても「相当因果関係」という表現に固執されておらず、「賠償されるべき範囲」、「相当性」という文言も普通に使用されているとしている²⁷。

そこで、愛犬が第三者に負傷させられた場合の損害賠償について考察すると、事故と事実的因果関係に立つ愛犬の治療費と愛犬の死傷により飼い主が被った精神的損害は、保護範囲ということができると考えられる。

²⁵ 大阪地判平成21年2月12日判例時報2054号104頁、東京地判平成24年12月20日D1-Law.Com、東京地判平成26年5月19日D1-Law.Com、大阪地判平成27年8月25日自保ジ1962号162頁参照。

²⁶ 平井宜雄『債権各論 II 不法行為法』（弘文堂、2010年）109頁参照。

²⁷ 窪田充見『不法行為法 第2版』（有斐閣、2018年）366頁参照。

(3) 時価賠償の法理を愛犬にも射程させるべきなのか

愛犬は人や自動車のような有体物でなく、第三のカテゴリーに属するもので、その所有者が終生飼養に努めるべき、生命のある動物である。自動車であれば、その時価相当額として、取得価格から原価償却して得た価額に対し、自動車の登録落ちという現象を考慮し、同一の車種・年式・型、同程度の使用状態・走行距離等の自動車を中古車市場において取得しうるに要する価額とすることは合理的である

しかし、人権尊重に通じる動物愛護法下において、愛犬の時価相当額を取得額から減価償却して得た価額もさることながら、愛犬の二次市場なるものも存在しない中、自動車のような時価相当額を算定して、それを念頭に置いた賠償を行うことが果たして合理的な方法なのか、甚だ疑問とせざるを得ないと考えられる。

一方、第三のカテゴリーに属する愛犬に対する賠償として、人が負傷した場合と同様に、事故と因果関係にある治療費の全てが認められるべきとするにはやや抵抗感があることも事実である²⁸。また、愛犬に対する高度先進医療に要した治療費の全てを事故と因果関係のある損害とすることも同様であろう。

そこで、愛犬が負傷した場合の保護範囲の妥当性の問題が生じるが、裁判例では、名古屋高判平成20年や大阪地判平成21判例時報2054号104頁のように、一定の慰謝料を認めるというということも考えられる。

しかし、これらは、訴訟にまで発展した相応の特別事情を有する事案であ

²⁸ 青木前掲注15・214頁参照。青木によれば、民法上の「人／物」の二元論のもとでは、動物が「物」に分類され、理解すべき側面を放棄できないことは、現在の人間社会を前提とすれ当然のこととする一方、西欧法に目をむけると、この二元論という法学の古い伝統に基づく世界観が近年揺らぎはじめていると指摘している。すなわち、例えばドイツ民法では、「動物は物ではない。動物は特別の法律によって保護される」と規定し、動物がドイツ民法上、「人」でも「物」でもない、第三のカテゴリーに位置づけられたとしている。青木前掲注7・24頁参照。上述のドイツ民法の2年前には、オーストリア民法において、「動物は物ではない」との同様規定が制定されているとする。

り、訴訟外において被害者を慰謝する金額を設定することは容易なことではなく、仮に治療費が高額化している事案では、被害者側が債権保全できなければ合意も困難であろう。

そうすると、愛犬に対する損害賠償について、自動車に関わる時価賠償の法理を愛犬に射程させず、「通常生ずべき損害」の観点から「獣医師が適切な保護と判断した治療」を判断基準とするしかないのではないかと考えられる²⁹。もっとも、これには過渡期的に、「獣医師が適切な保護と判断した治療かつ上限治療費100万円程度³⁰」とすることも一案としてがあり得るのでないだろうか。100万円は、愛犬の所有者が「適切な保護」を行わなかった罰金最高額である³¹。これは、司法の問題というよりは、動物愛護法の改正の問題として議論されるべきものかもしれない³²。

この点、自動車保険の対物賠償保険においても、そのような判断基準での対応が望ましいと考えるが、過渡期的には、対物超過修理費用特約³³の類似特約として、対物超過治療費用特約を創設し、100万円を限度に担保するような商品開発を行うことも必要なのではないかと考えられる。すなわち、エマージング・リスクをビジネスチャンスと捉え、保険商品化して発展してき

²⁹ 青木前傾注15・153頁参照。青木によれば、現在のわが国では、約1000頭の盲導犬が働いているとのことであるが、身体障害者補助犬法に規定される盲導犬や介助犬、聴導犬のような場合には、よりそのことが適合すると考えられる。

³⁰ 愛犬の購入金額が同基準額を上回る場合はその額程度とすることは当然である。

³¹ このような基準を設定すること自体がナンセンスとの誇りを受けることは承知しているが、当事者の公平の観点から考えれば、一定の目安にはなるものと考えられる。また、裁判例の傾向からすれば、同金額は高額であるが、動物愛護法の改定により、同罰金額が上がれば、それを勘案することも必要であろう。

³² 公益財団法人動物環境福祉協会 Eva は、平成31年2月の通常国会に向けて「動物虐待事犯を厳正に処罰するために法の厳罰化を求める請願署名」などの活動を行っているが（同団体 HP 参照）、動物愛護法は時代の要請によりより充実した内容に改正されていくべきものと考えられる。

³³ 同特約は、まさに時価を上回る修理代が発生した場合の時価賠償の法理を巡る当事者間の紛争を円滑にする目的をもって商品開発され、経験則でも一定の効用が認められる。

た損害保険業界の進取の精神が期待される³⁴。

6. おわりに

ペットショップの隆盛もあり、安易に愛犬を購入し、飼いきれなくなった所有者³⁵が愛犬を動物愛護センター等に持ち込んだり、所有者不明のまま同センター等に保護されたりして、譲渡等に至らなかった愛犬は、殺処分されている³⁶。

昭和48年の動物保護法施行により、行政により「犬・猫の引き取り制度」が開始されたが、当初の昭和49年度の愛犬の殺処分数が約125万頭（犬118万7千頭、猫6万3千頭）³⁷であった。その後殺処分数は減少をたどり³⁸、平成11年に改正された動物愛護法3条にも「都道府県等は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引きとらなければならない」との規定が継承されたが、平成19年度の愛犬の殺処分数は、29万9316頭（犬9万8556頭、猫20万760頭）であった。

これに対し、平成29年度の愛犬の殺処分数は、4万3277頭（犬8362頭、猫

³⁴ 吉澤前掲注6・112頁参照。吉澤は、損害保険業界が絶えず発生するエマージング・リスクに対し、それをカバーする新しい保険商品を開発して成長してきた歴史を指摘する。その一例として、1995年の製造物責任法の施行に伴い、従来の民法の過失責任を修正し、欠陥概念に基づく厳格責任が導入された結果、製造者等の賠償責任リスクが著しく上昇し、これを保険業界は、既存の生産物賠償責任保険（PL保険）を生かしつつ、いくつかの特約を創設して販売し、PL保険の加入率が激増したことを指摘している。

³⁵ 大田匡彦「犬を殺すのは誰か ペット流通の闇」（朝日新聞出版、2010年）参照。大田はペットショップやブリーダーなどの流通。小売業者等の捨て犬の問題など、ペット流通における問題点を指摘している。

³⁶ 今泉友子「犬・猫行政殺処分の法的論点の整理」早稲田法学87巻3号・223頁参照。

³⁷ 環境省「平成23年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」296頁「図5-3-2 全国の犬猫の引取り数の推移」参照。平成17年以前の殺処分数は、狂犬病予防法に基づく抑留を勘案した推計値とされる。

³⁸ 大田前掲注35・91頁参照。大田は、「殺処分数ゼロ」をめざす熊本市動物愛護センターの取組みを披露している。

3万4865頭)に大きく減少している³⁹。このデータを考慮すれば、行政側の努力も大きい⁴⁰、現在の愛犬の飼い主側の動物愛護に対する意識も大きく向上していることが窺える⁴¹。

しかし、愛犬の終生飼育と真逆の実体もそこにはあることは事実である。これらの費用が税金で賄われることに鑑みれば、愛犬の所有者の自己責任が厳しく問われるところであろう。

そうすると、本稿のテーマにおいても愛犬の所有者には時価賠償の法理による不利益は同所有者が自己責任として負うべきとの見解も妥当しうが、そもそも愛犬を飼育する能力がない、または能力を喪失した、あるいは遺棄した一部の所有者をもって、全体の愛犬の所有者の権利を制限することは、現状では大きな異論があるであろう⁴²。

³⁹ 犬・猫の引取り数と処分数の状況（平成29年度）

| | 引取り数 | | | | 合計 | 処分数 | | | | | |
|---|----------|-----------|----------|-----------|---------|--------|----------------|--------|----------------|-----------|-------------------------|
| | 飼い主から | | 所有者不明 | | | 返還数 | 返還数のうち 幼齢個体 | 譲渡数 | 譲渡数のうち 幼齢個体 | 殺処分 分数 | 殺処分 数のうち 幼齢 個体 |
| | 成熟 個体 | 幼齢の 個体 | 成熟 個体 | 幼齢の 個体 | | | | | | | |
| 犬 | 3,775 | 340 | 28,161 | 6,218 | 38,494 | 12,286 | 35 | 17,668 | 5,052 | 8,362 | 1,665 |
| 猫 | 7,488 | 3,658 | 13,754 | 37,237 | 62,137 | 316 | 81 | 26,544 | 16,862 | 34,865 | 21,613 |
| 計 | 11,263 | 3,998 | 41,915 | 43,455 | 100,631 | 12,602 | 116 | 44,212 | 21,914 | 43,227 | 23,278 |

出展：環境省自然環境局総務課動物愛護管理室統計資料

⁴⁰ 今西乃子『犬たちを送る日—この命灰になるために生まれてきたんじゃない』（金の星社、2010年）参照。今西は、愛媛県動物愛護センターの取り組みを通じて、「愛犬」の命について問題提起している。

⁴¹ 青木人志「動物保護法の日英比較」法律時報88巻3号77頁参照。青木は、わが国の現在の動物愛護法が数度の改定により急激な発展をしていることを指摘する。とりわけ飼い主責任の強化や動物取扱業者の規制、愛護動物殺傷罪・虐待罪・遺棄罪の刑事罰の制定等による規制強化が奏効していることが伺える。

⁴² 高橋満彦「野生動物法とは」法律時報88巻3号70頁参照。高橋は野生動物をめぐる法関係はペットを巡る法でも自然環境をめぐる法でも捉えきれいとし、野生動物の法政策は野生動物の生態だけでなく、人間社会と野生動物の関係性を熟知しなければならず、法学を含めた人文科学研究の進展が必要とするが、愛犬に関する法政策についても同様であると考えられる。

現代社会にあって、愛犬との共生により、人間社会がより豊かになっていることも事実としてあり、個人の幸福追求権は最大限に尊重されるべきであり、これに制限を加えるような法理は違憲の疑いさえ浮上する⁴³。これは司法というより立法の問題なのかもしれないが、ドイツ憲法における「動物保護」の規定の導入は示唆に富んでいる⁴⁴。

生命のある愛犬を自動車と同様に扱うことに違和感があることは大多数の共通の意識として醸成されているのではないだろうか⁴⁵。そのように考えれば、時価賠償の法理が結果として愛犬の生命を軽んじる結果、それは人命尊重にも反射する問題であって、同法理が愛犬には射程しないと考える方が愛犬との共生による豊かな人間社会を構築することに繋がるのではないだろうか。

(筆者は、鹿児島国際大学経済学部准教授)

⁴³ ここでいう違憲の対象は自動車に対する時価賠償の法理を愛犬にも射程させるような判決をさしている。

⁴⁴ 浅川千尋「ドイツ憲法から動物保護と法を考える—動物実験規制と人間中心主義克服を中心に」法律時報88巻3号71頁参照。浅川によれば、2002年7月にドイツ憲法において、「動物保護」が導入されたとする。この憲法改正時の共同提案による改正理由の要点を説明している。すなわち、「ドイツでは法秩序において動物保護が不十分であり、動物保護規定を憲法を導入することによって、人間と動物との倫理的責任関係の命令が考慮されなければならない。特に高度に発達した動物が苦痛等を感じることは人間の行為に対する倫理的ミニマムを差し迫って要求する。このことは動物の保護法の規律だけでは実現できない。動物を人間が利用する利益と苦痛・損傷から動物を保護することとの間で要請される衡量は、動物保護に憲法ランクを付与することで適切なものとなる」。

⁴⁵ 青木前掲注7・29頁参照。青木は、「人と物の境界周辺で、『ヒトのモノ化』と『モノのヒト化』が同時に起きており、その境界の壁は人と物の両側から押されて、かすかに歪み始めている」とし、「これらのものたちを、どのような法概念を用いて法世界の中で位置づけられるべきなのか。その難問の解き方次第では、いつの日か、法学の基礎概念が大きく変わる可能性も否定できない」としている。